



小賀

健康時から認知症に
至るまで

高齢者サポート 開発拠点



～高齢者が自律的な経済活動を安心して行うために～

講演中の小賀野教授

文部科学省シンポジウム基調講演

中大法学部 小賀野晶一教授

文部科学省革新的イノベーション創出プログラムの一分野、COLTEM(高齢者の地域生活を健康時から認知症に至るまで途切れなくサポートする法学、工学、医学を統合した社会技術開発拠点)のシンポジウムが10月28日に東京都内で開催され、中央大学・小賀野晶一教授が基調講演を行った。

COLTEMは、医学、介護、法学の専門家や金融機関、民間企業が一堂に会し、高齢者が安心して生活するための地域の相互連携についての技術開発を目指すプロジェクトである。

この日は、「高齢者が自律的な経済活動を安心して行うために」

と題し、高齢者、特に認知症の高齢者の経済活動における意思の尊重やトラブル防止のための方策について、専門家と企業の代表者の講演とパネルディスカッションが行われた。

小賀野教授は、基調講演として、高齢者問題、特に認知症の高齢者

が社会生活をする上で抱える問題と、その解決のためのCOLTEMの存在意義、そしてその目標である高齢者のための社会システムの中で法律がどのような役割を果たし、どのように変化していくべきなのかを提言した。

COLTEM: Collaboration center of Law, Technology and Medicine for autonomy of older adults
文部科学省が平成25年度より開始した、革新的イノベーション創出プログラム拠点の1プロジェクト

認知症患者の平穏な 日常を支えるために

～当事者意識を失うことなく、社会全体での
システム構築を～

2012年に認知症の高齢者の数は462万人に上った、その勢いは今も続いている。2025年には700万人になるという試算も厚生労働省から発表された。

しかし、未だに認知症の高齢者が円滑に生活できる基盤はあらゆる分野で発展途上である、もちろん法律の分野も例外ではない。

認知症の判断力低下を利用した詐欺の防止や取締はもちろんだが、小賀野教授は、認知症の高齢者に適合した法律運用ができていないことで、日常的な契約の締結や履行が困難となり、日常生活が送れなくなってしまうことが特に問題であると主張する。

では現在、どのように法律を認知症の高齢者に適合させようとしているのか。

『第一の道』は成年後見制度改革や立法政策である。

本学で民法の教鞭を執っておられる新井誠教授は、内閣府の成年後見制度利用促進委員会の委員長代理として、このような改革を率先して進めている。

そのような中央政府内の改革と平行する形で、『第二

講演を聴いて

中谷公昭 (法学部1年)



の道』として、法学に携わる者が、介護や医療などの他分野の専門家や高齢者に対してサービスを提供する企業や法人とともに、実情に則した社会システムを形成することも望まれている。

これこそ、本シンポジウムを主催したCOLTEMの存在意義である。

つまり、これからの超高齢社会に適したシステムを生み出す要素は、立法や政策に加え、認知症の高齢者に対する私たちの関心であると言えるのだ。

COLTEMの特筆すべき点は、一般企業や法人とも協働してシステム形成を行っていることである。経済主体の参加により、認知症の高齢者に対する一層広範な支援が期待できるだろう。

願わくは、経済の潤滑という観点からではなく、自分が将来認知症になった場合を想像し、どのような対応で自分の意思を尊重して欲しいかを考えることから、その関心が始まってほしいと思っている。

もちろん私も、未来の当事者として、この問題に真剣に向き合っていきたい。

ゼミでの小賀野先生は

民法の可能性の伝道者

私は現在、導入演習として、小賀野教授のゼミを受講しています。

ゼミでは、学生が自分で調べた興味のある判決を読み、関連する法律を踏まえ、論点や構成、妥当性などを考察、評価するという流れで民法に対する知見を深めています。

民法は改正を重ねつつも、制定から100年以上が経過しています。どうしてそのような古い法律が現代の日本の社会に適応しているか、私には疑問でした。

しかし、近時の判例を読み解く中で、裁判官による条文の柔軟な解釈と適用を駆使することで現代社会に適した運用を行っているということが分かりました。

小賀野教授は、特に判決の妥当性を重視しており、認知症高齢者の電車事故の裁判をテーマとした授業で

は、最高裁が、監督義務者との判断を具体的、実質的な視点で行うことで、被告人に無理な責任を追究しなかったことを高く評価し、そこから工夫次第で合理的な判決を下すことができるという民法の可能性を教えてくださいました。

今回のシンポジウムを拝聴し、教授自身も民法の可能性を広げるための活動に携わっていることを知り、その姿を通して、これから先、民法が社会に適応した法律という地位を維持していくためにどうすればよいか、自分も法学を志す者として考える必要があると思いました。

教授と言葉を交わす中で、私は民法を含む法律に対して、革新的で積極的なイメージを抱くことができ、それが法律をより深く学びたいという強い動機になっていると思います。